

一時預かり



リフレッシュしたいとき、お子さんを連れて行けない用事するときなど、保育で困ったことはありませんか？
 そんなとき、市内の保育施設では一時的にお子さんをお預かりします。

実 施 園	拠点園	左記以外の認可保育施設 <small>※一部の施設を除く</small>															
対 象	小学校就学前までの市内在住の乳幼児 ※保育施設毎の受け入れ年齢（月齢）から受け入れできます。 ※市外の人でも出産・看護で里帰りしている場合など、利用できることがあります。 詳しくは園の所在地の区役所健康福祉課児童福祉係・児童福祉担当にお問い合わせください。																
利用できる日数	原則月14日まで	原則月7日まで															
利用できる日時	月曜日～金曜日 午前8時半～閉園時間 土曜日 午前8時半～正午 （祝日・年末年始を除く）	月曜日～金曜日 午前8時半～閉園時間 （祝日・年末年始を除く）															
費 用	<p>< 利 用 料 ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">基本料金</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">午前8時半～午後4時</td> <td style="text-align: center;">4時間以内</td> <td style="text-align: center;">900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4時間超</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">午後4時以降のみご利用の場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">900円</td> </tr> </table> <p>午後4時を超えてご利用する場合は基本料金に加えて延長料金が必要となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">延長料金</td> <td style="text-align: center;">午後4時を超えて30分あたり</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後8時を超えて30分あたり</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> </table> <p>※生活保護世帯、市民税非課税世帯（4月から8月までの利用は前年度分、9月から翌年3月までの利用は当年度分）は、利用前に申請することで利用料が減免されます。 （非課税証明書等の提出が必要な場合がありますので必ず事前にお問い合わせください。） ※幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。 （「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けている必要があります。）</p> <p>< 飲食物費等 > 実費（利用される園にご確認ください。） （市立園は3歳未満児クラス400円、3歳以上児クラス300円）</p> <p>< 利用料等の納め方 > 市立園 月末で集計し、翌月に納入通知書を郵送します。 金融機関または各区役所健康福祉課・出張所・連絡所で納めてください。 私立園 保育施設に直接納めてください。</p>		基本料金	午前8時半～午後4時	4時間以内	900円	4時間超	1,800円	午後4時以降のみご利用の場合		900円		延長料金	午後4時を超えて30分あたり	100円	午後8時を超えて30分あたり	200円
基本料金	午前8時半～午後4時	4時間以内			900円												
		4時間超		1,800円													
	午後4時以降のみご利用の場合		900円														
延長料金	午後4時を超えて30分あたり	100円															
	午後8時を超えて30分あたり	200円															
利 用 方 法	利用希望の園に直接申し込んでください（申込方法は園にご確認ください）。 ※園の行事などで利用できない場合もあります。																

各区役所の問い合わせ先は裏面をご覧ください。

一時預かりを実施している施設の一覧や実施施設の受入年齢（月齢）は新潟市のホームページ」をご確認ください。



検索エンジンにて「新潟市 一時預かり」で検索してください。もしくは右からアクセスした市のホームページにてご確認ください。



★ 問い合わせ先 ★

区役所 健康福祉課 児童福祉係・児童福祉担当

- | | | | |
|-------|-----------------|-------|-----------------|
| ・ 北 区 | TEL025-387-1335 | ・ 秋葉区 | TEL0250-25-5683 |
| ・ 東 区 | TEL025-250-2330 | ・ 南 区 | TEL025-372-6351 |
| ・ 中央区 | TEL025-223-7232 | ・ 西 区 | TEL025-264-7340 |
| ・ 江南区 | TEL025-382-4353 | ・ 西蒲区 | TEL0256-72-8389 |